

高速道路等沿道における 屋外広告物規制の見直しについて

平成28年11月30日
和歌山県都市政策課

第4回 和歌山県屋外広告物専門委員会

第1回専門委員会 H28.8.30

・基準案作成に向けた進め方

①表示内容②規格③デザイン④乱立防止⑤危害防止



第2回専門委員会 H28.10.4

・第1回専門委員会を踏まえた事務局基準(素案)



第3回専門委員会 H28.10.25

・第2回専門委員会を踏まえた事務局基準(案)

・ガイドライン(素案)



第4回専門委員会

・基準(案)とガイドライン(案)について

第3回専門委員会における議論と対応方針

委員の主な意見

- 「行祭事・イベント」を除外しているが、目的に沿うイベントを認める必要性はないのか。
- 基準の運用状況を見ながら基準の見直しを行うべき。
- 施設名等を掲載する広告部分については、文字の字体は規制すべきではない。
- 和歌山スタイルとして禁止地域に特例的に認めていくという方針を考えると、ある程度厳しい規制は必要。



上記に対する事務局の回答

- 期間限定のイベント等の掲載は、高速道路等では除外すべきと考えるが、定期的に行われており観光に寄与する体験・学習等については、当てはまるカテゴリーがあるので、施設案内として設置が可能。
- リストにない施設の取り扱いについて、制度運用時までには判断基準(案)を示す。
- 文字の字体については、案内部分を除き見直す。

今後の対応方針(案)

- ◎ カテゴリー別判断基準(案)の検討。
- ◎ 色彩規制の検討。

表示を認める地点・施設等について

【論点①(表示内容)】 表示を認める施設等

公衆の利便に供することを目的とする広告物

観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準(平成25年3月改定)」における観光地点等分類表のうち、大分類「観光地点」(行祭事・イベント除く)の小分類毎に備考欄の記載に該当する**地点・施設**に限り掲出を認める(ただし、「観光地点」への該当性の判断基準として、**分類表運用基準(次ページ)**を別途定める。)

※上記を用いる理由

観光施策や観光戦略への利活用に主眼を置いており、また、公共性や観光客の利便性向上等の本取組の目的に沿わない、**個々の商品、一般店舗・飲食店、ホテル・旅館を対象外**としているため。

※個別施設等が該当するか否かの判断基準(案)

同表の備考欄の記載事項の他、以下の項目を参酌して該当するか否かを判断する。

- (1) 文化財指定、ジオサイト、自然公園、伝建地区など法令等での位置づけ
- (2) 公的観光情報サイト等への掲載
- (3) 上記、(1)及び(2)で認める地点・施設等との類似性と同等以上の集客性

(参考) 観光入込客統計について(観光庁HP—統計情報—共通基準による観光入込統計サイトから抜粋)

「観光入込客統計」及び「観光入込客統計に関する共通基準」の概要

都道府県の**観光客に関する調査**「観光入込客統計(かんこういりこみきゃくとうけい)」の結果のとりまとめ

共通基準における観光地点の定義

観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設またはツーリズム等の観光活動の拠点となる地点(日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない)

【分類表の運用基準】

【中分類 01自然－99その他自然】

エコツーリズム、グリーンツーリズムに取り組み年間を通じ週に2日以上観光客等の受け入れを行っている施設・地域
川船下りなどの各種遊覧施設等はここに該当

【中分類 02歴史・文化－11産業観光】

年間を通じ週に2日以上観光客等の受け入れを行っている施設に限る
見学等の観光客を受け入れている市場はここに含む

【中分類 02歴史・文化－99その他歴史】

適用しない。

【中分類03温泉・健康－01温泉地】

各種温泉施設の集合体を一つの地点として〇〇温泉とする
(※〇〇は地名であること)

【中分類03温泉・健康－99温泉・健康】

適用しない

理由:本県は温泉地が多数存在し、温泉地を案内することで
目的を達成できるため。

【中分類04スポーツレクリエーション－99その他のスポーツ・レクリエーション】

適用しない

【中分類05都市型観光－買物・食等－01商業施設】

適用しない

【中分類05都市型観光－買物・食等－02地区・商店街】

観光客を利用見込む地区・商店街

【中分類05都市型観光－買物・食等－03食・グルメ】

観光客等をターゲットとした飲食店街はここに該当
個々の店舗は含まない

【中分類05都市型観光－買物・食等－99その他】

農林水産物の直売所、物産館等
観光客をターゲットとした、地域の商品を多数取り扱っている
お土産物店はここに含む。ただし、駐車場が20台以上確保されていること。
理由:小規模物産直売所も多数あるため駐車場台数で観光
向け施設を選別

【その他】

運用基準で認める地点・施設等と同等以上に観光振興に
資するものとして特に知事が認めるもの
運用基準に該当しないものであっても、観光客の利用の多
寡に着目して観光振興上必要な表示を認めるもの

【論点①(表示内容)】 表示を認める施設等(特産品除く)

個々の一般店舗・飲食店、ホテル・旅館、工場、事務所等

観光地点等分類表(運用基準も含む)に該当するか



(1)文化財指定、ジオサイト、自然公園、伝建地区など法令等で位置づけがあるか



(2)公的観光情報サイト等への掲載があるか



(3)上記、(1)及び(2)で認める地点・施設等の同種、同規模か



設置不可



許可により設置可能

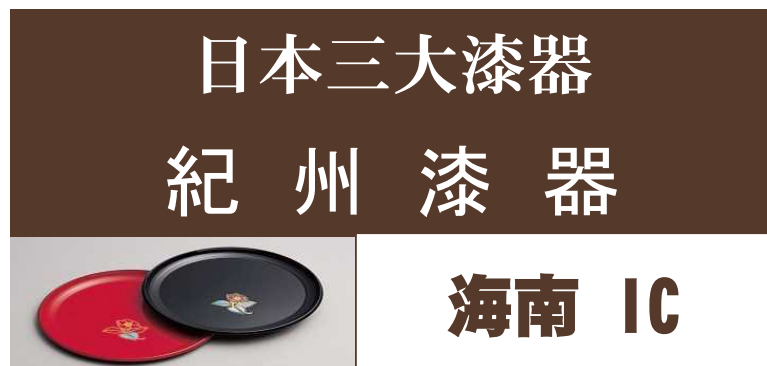
色彩規制について

広告部分等の色彩基準の検討

【色彩基準検討事項】

- 以下を考慮し、主表示部分（観光地点や地域産業資源を記載する部分）の基準色は**茶色**とする。
 - ・一般的に伝統的かつ懐かしさを感じる色とされており、和歌山県が有する熊野参詣道や高野参詣道の伝統を感じさせる色
 - ・木や土、大地といった自然を感じさせ、温かみや安心感がある色
- 主表示部分の文字色は**白**とする。
- 主表示部分との整合を確保するため、案内部分は、案内部分は、**主表示部分の色をそれぞれ反転させたものとする。**
- 主表示部分の文字色を白とするため、基準色は明度差をつけた明度の低い色でないと文字の判読に支障が出る。
- 設置場所の周辺状況やピクト・ロゴ等部分との調和を図ることができるよう、基準色は一定程度の調整幅を確保する。

(参考)イメージ図



主表示部分



ピクト・ロゴ等部分
・1/5以下

海南 IC

案内部分
・1/5以上

広告部分等の色彩基準の検討

【色彩基準】

○主表示部分

ベース色 : 基準色※

文字色 : 白

○案内部分(主表示部分の色反転)

ベース色 : 白

文字色 : 基準色※

○ピクト・ロゴ等部分

主表示部分及び案内部分と調和した色

【※基準色(案)】

(色相) 10R~7.5YR

(明度) 1.5~3.5

(彩度) 3以下

(参考)

国立公園標識 : 3.1YR/2.6/2.7

明度 3.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
			5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y
		赤			赤黄			黄		色相

明度 2.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
			5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y
		赤			赤黄			黄		色相

明度 1.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
			5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y
		赤			赤黄			黄		色相

《まとめ》

高速道路等沿道における 屋外広告物許可基準(案)について

高速道路沿道における屋外広告物規制の見直しについて

目的等

1. 目的

高速道路等沿道に周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を設置することにより、

- (1) 本県の観光振興を一層推進し、
- (2) 整備が進められている高速道路等の整備効果の最大化を図るとともに、地域経済の発展につなげる。

2. 条例第6条第6項の禁止地域における特例許可の対象となり得る広告

- (1) 公衆の利便に供することを目的とする広告物
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物

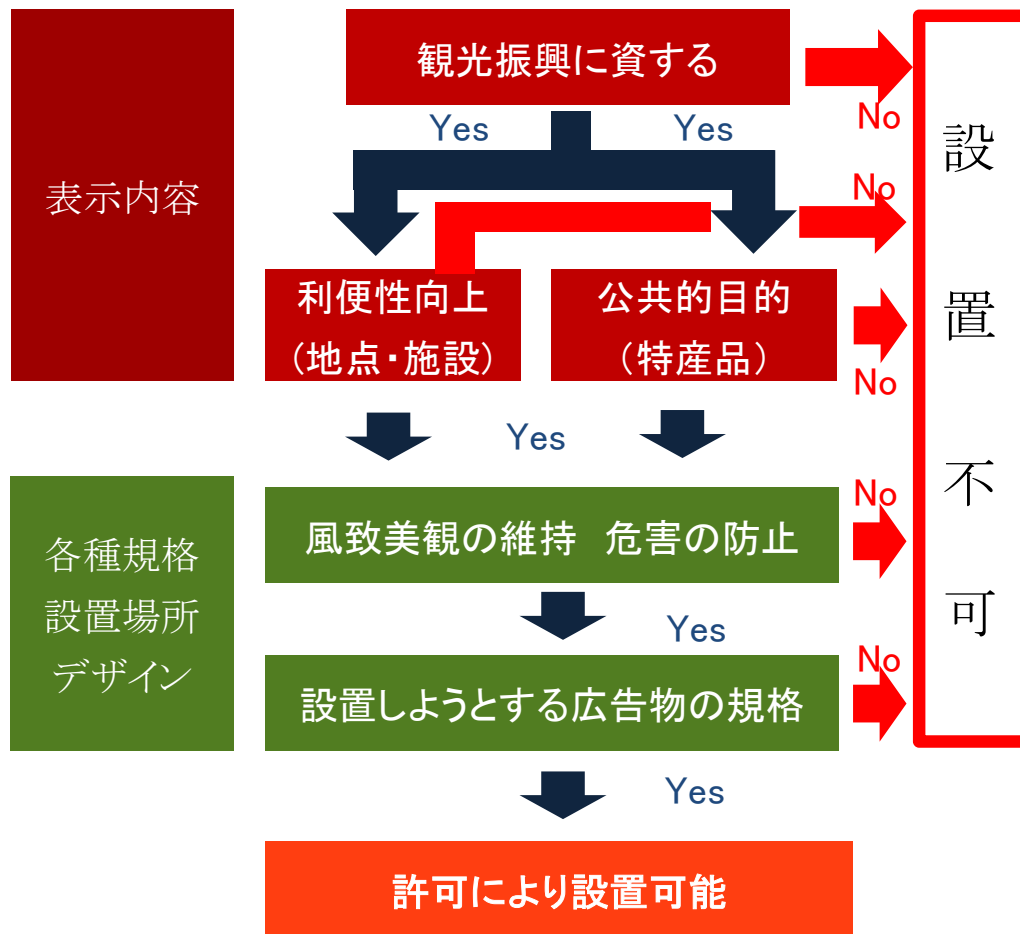
表示を認める施設について

上記1及び2を踏まえ、今回、新たに表示を認めるものは以下のとおりとする。

- (1) 地点・施設 及び (2) 地域の特産品

掲出を認める広告物（フロー）

原則、禁止を維持しつつ、風致美観を損なわず、観光振興に資するものに限定して設置を許容



高速道路等沿道における屋外広告物設置基準(案)

規制見直し案の概要

路端から300m以内は設置不可（現行同様）。ただし、次の基準に適合する場合に限り特例的に許可。

対象路線	和歌山県内の高速道路及び自動車専用道路（中核市である和歌山市の区域を除く）
表示内容	(1)地点・施設 ・観光入込客統計（観光庁）に用いる共通基準（平成25年3月改定）」における観光地点等分類表「観光地点」（行祭事・イベント除く）に該当する地点・施設（ <u>個々の一般店舗・飲食店、ホテル・旅館は含まない</u> ） ・ <u>その他知事が特に観光振興に資するものとして認めるもの</u> (2)地域の特産品（以下のいずれにも該当すること） ・ <u>地域産業資源</u> （中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第2条第2項）として指定されている特産品（例：農林水産物・・・ミカン、柿、梅、マグロ、タチウオ、紀州材等（計116件）） ・ <u>地方自治体及び地方自治法第157条に規定する公共的団体</u> （農協、漁協、森林組合、商工会議所、観光協会等）が設置するものであること
規格	【大きさ】・単独の場合 20㎡以内 【高さ】地盤面から7m以内 【形状】長方形（R状の面取りは可） ・集合の場合(*) 30㎡以内 (*各々の内容が異なる2若しくは3表示に限る、英語併記は1.5倍まで可
デザイン	■看板の表示面の分類 地点・施設名→主表示部分、 里程等→案内部分、 ピクト・ロゴ等→ピクト・ロゴ等部分 【色】主表示部分のベース色は茶色、文字色は白若しくはベース色 【字体】主表示部分を除いて角ゴシック（ <u>主表示面は、企業ロゴ等を考慮し字体を定めない</u> ） 【文字サイズ】（凡例：道路路端からの距離→文字サイズ） 15m以内→和文文字高50cm以上、15mを超え30m以内→和文文字高70cm以上 【案内表示】 全表示面積の1/5以上 【ピクト・ロゴ等部分】全表示面積の1/5以下
枚数 設置場所	【掲出可能枚数】表示内容につき県内全域（和歌山市除く）で合計4枚まで（走方向毎に2枚上り、下り別） 【設置場所】①道路路端から5mを超え30m以内（ただし、道路標識から半径10m以内の区域を除く） ②路面から高さ12m以内 ③相互間距離 80m以上（走路方向） ④一団の場所に表示できる地点・施設数等 3以内、看板数 2以内（集合看板の看板数は1とする）
その他	【空き看板対策】 空き看板は茶色とし、猶予期間は1年 【看板の裏面对策】 看板の裏面は茶色若しくはグレー

※今回の基準策定後、以下の状況等を踏まえて必要が生じた場合には、適時・適切に基準を見直すこととする。

(1) 広告物の掲出状況(改正基準の運用状況) (2) 観光客のニーズの変化 (3) 観光戦略などの公共的目的の変化 13

高速道路等沿道における屋外広告物設置基準(案)

■表示内容

(1) 公衆の利便に供することを目的とする広告物

基準

1 観光庁が定める「観光入込客統計に関する共通基準（平成25年3月改定）」の「表1 観光地点等分類表」で定める観光地点に該当するもの（和歌山県内に所在するものに限る。）であって、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものであること。

- (1) 文化財指定、ジオサイト、自然公園、伝建地区など法令等での位置づけがあること。
- (2) 公的観光情報サイト等に掲載されていること。
- (3) 上記(1)及び(2)で認める地点・施設等との類似性と同等以上の集客性があると認められること。

※ なお、「観光地点」への該当性を判断する際は、下記によることとする

【中分類 01自然－99その他自然】

エコツーリズム、グリーンツーリズムに取り組み年間を通じ週に2日以上観光客等の受け入れを行っている施設・地域
川船下りなどの各種遊覧施設等はここに該当

【中分類 02歴史・文化－11産業観光】

年間を通じ週に2日以上観光客等の受け入れを行っている施設に限る
見学等の観光客を受け入れている市場はここに含む

【中分類 02歴史・文化－99その他歴史】

適用しない。

【中分類03温泉・健康－01温泉地】

各種温泉施設の集合体を一つの地点として○○温泉とする
(※○○は地名であること)

【中分類03温泉・健康－99温泉・健康】

適用しない

【中分類04スポーツレクリエーション－99その他のスポーツ・レクリエーション】

適用しない

【中分類05都市型観光－買物・食等－01商業施設】

適用しない

【中分類05都市型観光－買物・食等－02地区・商店街】

観光客を利用見込む地区・商店街

【中分類05都市型観光－買物・食等－03食・グルメ】

観光客等をターゲットとした飲食店街はここに該当
個々の店舗は含まない

【中分類05都市型観光－買物・食等－99その他】

農林水産物の直売所、物産館等

観光客をターゲットとした、地域の商品を多数取り扱っている
お土産物店はここに含む。ただし、駐車場の整備数20台以上確保されていること。

2 1以外の観光地点であって知事が特に観光振興に資するものとして認めたものであること。

高速道路等沿道における屋外広告物設置基準(案)

■表示内容

(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物

基準

1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第4条第1項に基づき知事が指定した地域産業資源（※1）であること（ただし、公共的団体（※2）が設置したものに限る。）。

（※1） 知事が指定した地域産業資源とは、同法第2条第2項第1号の農林水産物及び鉱工業品とする。

（※2） 公共団体とは、地方自治体及び地方自治法第157条に規定する公共的団体等（農協、漁協、森林組合、商工会議所、観光協会等）をいう。

【参照条文】

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）（抄）

（定義）

第2条第2項 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品

二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術

三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

（地域産業資源の内容の指定）

第4条第1項 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

（参考）地域産業資源の内容（総計 331件）

(1) 農林水産物・・・ミカン、柿、梅、マグロ、タチウオ、紀州材等（計116件）

(2) 鉱工業品・・・ニット、衣料縫製品、皮革製品、漆器、紀州筆筥、紀州備長炭等（計63件）

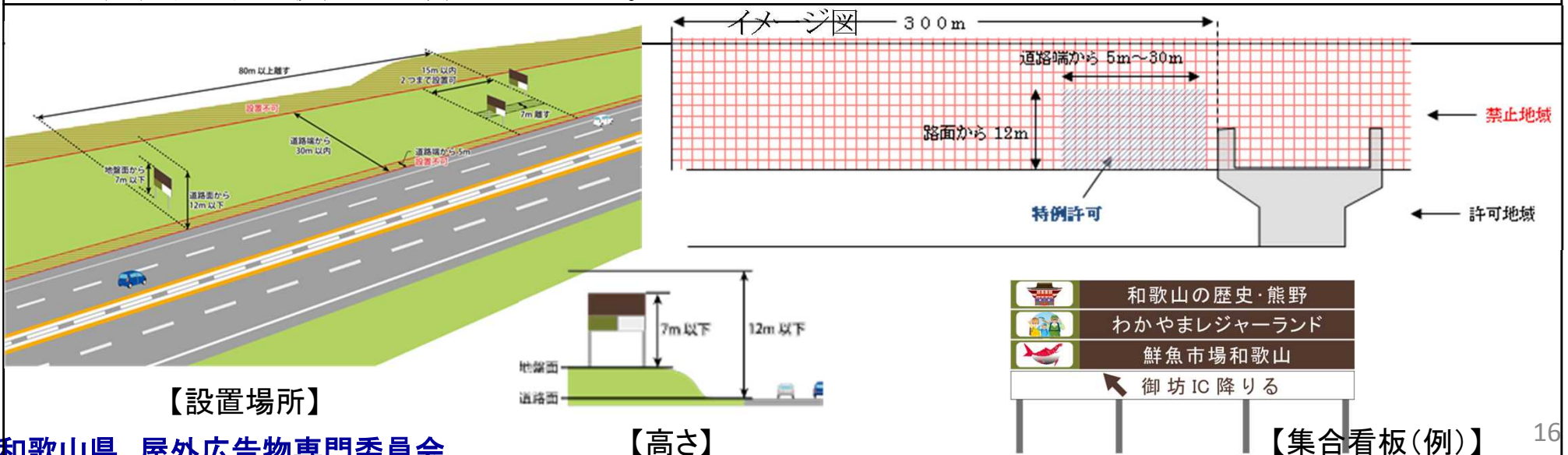
高速道路等沿道における屋外広告物設置基準(案)

■設置場所・各種規格・デザイン

基準

【設定場所・高さ・個数等】

- 1 表示面は、道路端から5メートル以上かつ30メートル以内の範囲から突出しないこと。
- 2 表示面は、道路面から高さ12メートルの範囲から突出しないこと。
- 3 広告物の高さは7メートル以下であること。
- 4 道路標識から10メートル以上離して設置するものであること。
- 5 広告物の個数は、1つの観光地点又は地域産業資源につき、道路の走方方向ごとに2個まで、最大4個までであること。
- 6 広告物は、走行方向に対して80メートル以上相互に離れていること。
- 7 1地点に設置できる広告物の個数は1個とする。なお、集合看板の主表示部分は3箇所までとする。
- 8 ただし、地理的要因によりやむを得ないと知事が認めた場合であって、下記(A)～(E)のいずれの条件にも適合している場合には、6、7は適用しない。
 - (A) 道路の走行方向の相互間距離が15m以内に広告物が2個までであること
 - (B) 2個の広告物で案内されている観光地点および地域資源の合計が3までであること
 - (C) 広告物の相互間距離が7m以上であること
 - (D) 相互の表示面において、字体、レイアウト、色彩が統一されていること。
 - (E) 表示面の視認性が確認できること。



高速道路沿道における屋外広告物規制の許可基準(案)

■設置場所・各種規格・デザイン

基準

【規格・大きさ・形状等】

- 1 独立して設置されているものであること。
- 2 表示面は、1面かつ長方形であり幅11メートル以下であること。ただし、R状の面取りした場合も可。
- 3 表示面積は、20平方メートル以下であること。ただし、集合看板の場合は、表示面積は30平方メートル以下であること。更に広告主が3者の集合看板であって、外国語の併記をする場合に限り、45平方メートル以下とすることができる。
- 4 表示面の裏面が道路より展望できる場合においては、板面及び支持材は茶色もしくはグレーとすること。

ガイドライン

- 2 周辺の自然景観を阻害しないよう、表示面の高さとの関係は、下記の大きさを参考にして設置して下さい。

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
1. 8m	10. 8m	19. 44m ²
2. 7m	7. 2m	19. 44m ²
3. 6m	5. 4m	19. 44m ²
5. 4m	3. 6m	19. 44m ²



(縦 1.8m × 幅 10.8m)



(縦 2.7m × 幅 7.2m)



(縦 3.6m × 幅 5.4m)



(縦 5.4m × 幅 3.6m)

高速道路沿道における屋外広告物規制の許可基準(案)

■設置場所・各種規格・デザイン

基準

【デザイン】

- 1 観光地点又は地域産業資源（以下これらを総称して「観光地点等」という。また、観光地点等を表示する部分を「主表示部分」という。）への案内のために表示し、または設置するものであること。主表示部分には、観光地点等を補足する文言も含む。
- 2 観光地点等への案内を表示する部分（以下「案内部分」という。）を設けるものとする。なお、当該部分は表示面積の5分の1以上とすること。
- 3 案内部分には最寄りのインターを記載することとし、必要に応じて、インターからの里程、目安時間等を記載することができる。また矢印を除く地図等の絵や写真は表示しない。
- 4 観光地点等を表象する写真又は絵（以下「ピクト・ロゴ等部分」という。）を設けることができる。当該部分は表示面積の5分の1以下とし、かつ、1観光地点等につき1か所以内であること。絵には、企業ロゴ、ピクトサイン等も含み、一体となっている文字もピクト・ロゴ等部分と扱う。
- 5 主表示部分のベース（文字、写真、及び絵以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩は、基準色（※）とし、文字の色彩は白色とする。
- 6 案内部分のベースの色彩は白色とし、文字と矢印の色彩は基準色（※）とする。
- 7 表示面は、判読性及び視認性、統一感に配慮されたものであること。
判読性及び視認性、統一感への配慮されたものとは次のとおりとする。
 - ・表示する文字高は、表示面が路端から5m～15mの場合は和文で50cm以上、15m～30mの場合は和文で70cm以上とし、英文等の外国語表記はその55%以上とする。ただし、観光地点等の補足的な文言はこの限りでない。
 - ・案内部分の文字は角ゴシックで、周囲には和文文字高の0.1倍以上の幅の余白や縁を設けること。

(※) 基準色とは、マンセル値の色相が10R～7.5YRかつ明度が1.5～3.5かつ彩度が1～3の色をいう。

ガイドライン

- ・主表示部分、ピクト・ロゴ等部分、案内部分の位置については、配置例を参考にして見やすくわかりやすい表示に努めて下さい。
- ・ピクトグラムを活用し、伝えたい内容等がイメージしやすい広告物の設置に努めて下さい。
- ・ピクト・ロゴ等部分については、基準色もしくは和歌山をイメージさせる色の活用に努めて下さい。
- ・走行車中からの視認性を高めるため、表示面の余白率が50%以上となる範囲で、文字は大きなものとなるよう努めて下さい¹⁸

- ◆許可事務を行う市町村担当者や広告を設置する事業者が、県に相談せずとも基準への適合可否が判断出来るよう、理解しやすい工夫が必要。
- ◆適合可否の判断にバラつきをなくすため、事前審査制度やアドバイザー制度等の判断の一元化が必要。